

小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型） 経営計画書作成セミナー開催のお知らせ

セミナー概要

この補助金制度は小規模事業者（※）が、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の費用一部を国が補助するものです。また業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で、必要最小限の感染防止対策を行う取組について再開枠として50万円を上乗せできます。

本セミナーでは、審査のポイントを中心に、経営計画書の作成方法を具体的に学びます。



	コロナ特別対応型	再開枠
補助上限額	100万円または150万円	50万円または100万円
補助率	2/3または3/4	定額補助
受付締切	令和2年12月10日（木）郵送必着	
補助対象となり 得る取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品を陳列するための棚の購入 ・新たな販促用チラシの作成、送付 ・ネット販売システムの構築 ・新商品の開発 ・新商品開発にともなう成分分析の依頼 ・店舗改装等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒作業の外注、消毒液等の購入 ・マスク・フェイスシールド等の購入 ・手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤等の購入 ・アクリル板等の購入、施工 ・換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工等
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費用、PR費用

※小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として 営む商工業者（会社く企業組合・協業組合を含む）および個人事業主」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。他にも要件がございますので、ご不明の方は商工会までお問合せ下さい。

- **日時** 令和2年11月20日（金） 午後2時～午後4時30分
- **会場** 横芝光町文化会館 視聴覚室（横芝光町横芝 922-1）
- **定員** 15名（先着順）
- **参加費** 無料（商工会員・非会員問わず、どなたもご参加いただけます）
- **講師** 「トータルマネジメントオフィスA」代表 荒谷 太司 氏
- **主催** 横芝光町商工会 TEL 0479-82-0434 FAX 0479-82-0629
- **申込み** 下記申込書より FAX でお申込いただくか、直接お電話にてお申込下さい。

小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）経営計画書作成セミナー申込書

事業所名		業 種	
住 所		従業員数	
参加者名		T E L	

参 考: 事業計画は主にこちらの様式を用いて作成します。(最大5枚まで)

<計画の内容(新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取組)>

1. 新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために1/6以上投資する類型(該当する類型を、一つ以上選択)

A: サプライチェーンの毀損への対応

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換

C: テレワーク環境の整備

2. 事業概要(自社の概要や市場動向、経営方針等を記載ください)(注1)

3. 新型コロナウイルス感染症による影響(売上減少等の状況について記載ください)(注2)

4. 今回の申請計画で取り組む事業名【必須記入】(30文字以内で記入すること)

5. 今回の申請計画で取り組む内容(注3)

【計画内容】(上記1~3を踏まえて、販路開拓等の取組(A、BまたはCに関する取組を含む)を記載ください)

6. 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための取組の中で、本補助金が経営上にもたらす効果

※経営計画等の作成にあたっては、必要に応じ、商工会と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。

※採択時に、「事業者名称」および「補助事業で行う事業名」等が一般公表されます。